

「農家ネットワーク」契約書

株式会社ジャパンバイオフィームを甲とし、生産者グループ又は団体_____を乙とし、甲乙間の取引に関して契約を締結する。

第1条 農家ネットワークとは

甲の乙に対する販売にかかる事務作業等の軽減・効率化により削減されるコストを、商品販売価格の割引として乙に還元するシステムである。そのため、乙はグループ内の個々の生産者の受発注を受け持つ担当者を決め、グループ・団体として甲の指定する様式に従って発注するものとする。

また、甲乙間の受発注に関する連絡は、業務窓口となる**担当者**のみとします。

注意：受発注の業務窓口となる**担当者**を通さないグループ内の個々の生産者からの発注に関しては通常販売になります。

第2条 農家ネットワーク価格については別紙参照下さい。

農家ネットワーク価格には送料は含まれませんので送料は甲が乙に実費請求します。

第3条 支払い条件

- (1) 乙は、納品月の翌月20日までに、指定口座へ代金を振り込むこととする。
- (2) 翌月20日を過ぎた支払に関しては、通常価格での販売とします。

第4条 領収書の発行

領収書は、振込み時の「払込金受領書」をそれに代わるものとしてします。

それ以外に関して甲が発行する領収書は、乙の生産者グループの代表者、または**団体名宛 1 通**のみとし、領収書の2重発行の点から**個々の生産者には発行できません**。

第5条 乙は、乙のメンバー全員の氏名・住所・連絡先、及び主なる栽培作物名の一覧を甲の指定する様式に従って本契約時に甲に提出し、メンバーの変更等が生じた場合は乙は甲に書面をもって通知することとする。

第6条 本契約期間は、本契約日から満1年間とし、期間満了2ヶ月前までに当事者が相手方に通知しない場合は、さらに1年間延長します。以後の期間満了に際しても同様とします。

本契約を証するため、この証書を2部作り各署名・押印し、各々その1部を保有する。

200 年 月 日

(甲) 住 所 長野県伊那市大字美すず 1 1 1 2
名 称 株式会社ジャパンバイオフィーム 印

(乙) 〒
住 所
連絡先
団体名
代表者名 印
担当者名